**平成２８年（フ）第１８１号**
福井県鯖江市御幸町３丁目６番３号
債務者　蓼沼　秀樹
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　正邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１８２号**
福井県鯖江市御幸町３丁目６番３号
債務者　蓼沼　悦子
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　後藤　正邦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第２０６０号**
愛知県東海市大田町高ノ御前５番地、従前の住所愛知県知多郡東浦町大字緒川字屋敷参区155番地の１
債務者　竹内　佐織
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堤　　由江
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第７４号**
愛知県豊田市梅坪町２丁目５番地６　アネックスＯＮＯ　302号
債務者　深見　儀已
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月４日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２９年（フ）第１５６号**
京都市伏見区深草善導寺町32番地20、申立時の住所京都市伏見区新町九丁目412番地
債務者　奥山　重弘
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　萩原　　経
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月21日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第５３０号**
横浜市都筑区高山17番14―304号
債務者　加藤　篤弘
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　沖崎　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月26日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成29年６月23日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３２号**
北海道帯広市西17条南30丁目３番地１
債務者　我妻　　勤
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　千々和博志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月20日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２９年（フ）第９号**
熊本県荒尾市荒尾2837番地１
債務者　木村　　正
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山長　浩徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２９年（フ）第６２号**
仙台市青葉区下愛子字二本松６番地の２
債務者　庄子　浩明
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第９５号**
宮城県塩竈市南錦町５番28号
債務者　武田　博文
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０１号**
仙台市青葉区上愛子字雷神９番地の８、従前の住所東京都港区三田５丁目13番19―505号
債務者　庄子　隆一
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０６号**
仙台市太白区上野山１丁目５番16号　ヒルサイド上野山203
債務者　須藤　小鳥
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０９号**
仙台市泉区南光台７丁目35番18号　Ｍａｒｑｕｅ－ｐａｇｅ103
債務者　道上　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第１２８号**
仙台市泉区館２丁目21番地の13
債務者　始閣　夕子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２９年（フ）第３６号**
秋田市新屋比内町７番２号　市営住宅10―202号
債務者　澤田石洋平
1　決定年月日時　平成29年３月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４１号**
秋田市新屋日吉町12番34号　アートヒルズ日吉102
債務者　金谷　正樹
1　決定年月日時　平成29年３月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第４３号**
秋田県潟上市天王字蒲沼74番地50
債務者　小川　孝子
1　決定年月日時　平成29年３月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部